

# 太良町人事行政の運営等に関する状況

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 採用の状況(H22.4.1~H23.3.31)

区分	競争試験									選考					
	受験者数			合格者数			採用者数			申込者数			採用者数		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
一般行政職	15	10	5	1	1		1	1							
技能労務職															
医師															
医療技術職	2	2		2	2		2	2							
看護師	2		2	2		2	2		2						
合計	19	12	7	5	3	2	5	3	2						

### (2) 退職等の状況(H22.4.1~H23.3.31)

区分	定年退職						勸奨退職			普通退職			懲戒免職			死亡退職		
	計	男性	女性	うち勤務延長後の退職			計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
				計	男性	女性												
一般行政職	3	2	1							1	1							
技能労務職																		
医師																		
医療技術職																		
看護師	1		1							1		1						
合計	4	2	2							2	1	1						

### (3) 部門別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	
		総務	22	23	1
		税務	8	7	△1
		農林水産	14	14	
		商工	3	3	
		土木	6	5	△1
		民生	9	9	
	衛生	11	10	△1	
	小計	75	73	△2	
	教育部門	教育	11	11	
公営企業等会計部門		病院	38	46	8
		水道	5	4	△1
		下水道	1	1	
		その他	5	5	
		小計	49	56	7
合計			135	140	5

### (4) 第3次定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

#### ① 定員適正化目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成22年4月1日	平成27年3月31日	△3人(3.1%)

#### ② 平成23年4月1日現在における定員の数値目標

町立病院を除く職員数 93人
----------------

#### ③ 定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

各年4月1日

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
	計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年度	目標年度
目標値	-	101	100	98	96	96	93
実績値	102	101	98	96	94	96	93
達成率	-	100	102	102	102	100	100

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(平成22年度普通会計決算)

(単位:千円)

22年度末人口	歳出額	人件費	人件費率	21年度率
10,144	5,859,169	787,062	13.4%	13.5

(注) 人件費には特別職(町長や町議会議員など)に支給される給料・報酬等を含んでいます。

### (2) 職員給与費の状況(平成22年度普通会計決算)

(単位:千円)

職員数	給与費				1人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
84	296,107	34,981	106,034	437,122	5,204

(注) 職員手当には退職手当を含んでいません。

### (3) 職員の平均年齢と平均給料額の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	
		太良町	国
一般行政職	41.6	308,613	
	42.3		327,205

### (4) 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区分		太良町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
		一般行政職	大学卒	161,600	177,300
高校卒	140,100		148,500	140,100	148,500

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成23年4月1日現在)

区分		経験10年	経験15年	経験20年
		一般行政職	大学卒	258,400
	高校卒	214,600	266,400	293,700

### (6) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職務内容	主事	主事	係長 主査	係長 主査	課長	課長
職員数	10	17	25	13	3	7
構成比	13.3	22.7	33.3	17.3	4.0	9.4

### (7) 職員手当の状況

#### ① 期末手当及び勤勉手当 (平成23年4月1日現在)

区分		太良町		国	
		期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
	計	2.6月分	1.35月分	2.6月分	1.35月分
制度上の段階、職務の 級等による加算措置		有		有	

#### ② 退職手当

(平成23年4月1日現在)

区分		太良町		国	
		自己都合	定年・勤奨	自己都合	定年・勤奨
支給率	勤続20年	23.5月分	30.55月分	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分	47.5月分	59.28月分
最高限度		59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職 の特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職 の特例措置 (2~20%加算)	

### (8) 特別職の報酬等の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当
給料	町長	(支給割合) 6月期 …… 1.425月分
	副町長	
報酬	議長	12月期 …… 1.525月分
	副議長	計 2.95月分
	議員	※15%の加算措置あり

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間 (平成23.4.1現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

#### (2) 年次有給休暇の取得状況(H22.1.1～H22.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	取得率
3,732	689	95	7.25	18.46%

(注)全対象職員数はH22.1.1～H22.12.31の全期間を在職した一般職員

### 4 職員の分限及び懲戒処分状況

#### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を果たし得ない場合に、公務の遂行を確保するためになされる職員の意に反する不利益な身分上の変動を伴う処分をいいます。

平成22年度の分限処分者はありません。

#### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を追及し、その制裁として行う処分をいいます。

平成22年度の懲戒処分者はありません。

### 5 職員のサービスの状況

#### (1) 職務専念義務

職員は、法律や条例に特別の定めがある場合以外は、勤務時間中に職務以外のことに従事したり、勤務時間中注意力を職務外のことにそらしたりすることのないようにして、職務のみに従事しなければなりません。

#### (2) 営利企業等への従事制限

職員は、地方公務員法の規定により任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

平成22年度の職員の営利企業等従事許可はありません。

### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

#### (1) 研修の状況(H22.4.1～H23.3.31)

区分	研修名	修了者数(人)
一般研修	新規採用職員研修	2
	町村職員第1部研修・第2部研修	6
	監督者研修・管理者研修	2
特別研修	法令実務B (市町村アカデミー)	3
	女性リーダーのためのマネジメント (市町村国際文化研修)	1
	住民とのコミュニケーション・接遇講座	2
	クレーム対応・訴訟対策講座	2
	パソコン研修	7
	財務事務研修	1
	政策法務研修	1
	危機管理研修	1
	プロの仕事人元気UP講座	3
	リーダーシップ研修	2
	コーチング研修	2
	職場コミュニケーション	1
	問題解決能力向上	2
	DV被害者支援研修	34
	クレーム対応の基礎講座研修	79

#### (2) 勤務成績の評定の状況 未実施

### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1) 健康診断の状況(平成22年度)

健康診断の種別	対象者	受診者数	検査内容
定期健康診断	全職員	135	血圧、心電図、胸部X線 他
胃検診	希望者	44	透視、カメラ
脳ドック	40歳以上の希望者	0	頭部MR、頸椎、頸動脈超音波検査
VDT健康診断	希望者	27	視力、調節機能検査、屈折検査

#### (2) 利益保護の状況

地方公務員法には、職員の権利を保護するための制度として、勤務条件に関する措置要求制度及び不服申立て制度が規定されています。

平成21年度の措置要求及び不服申立てはありません。